

川崎市児童相談所嘱託医（精神科）非常勤職員設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、児童相談所に勤務する嘱託医（精神科）非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（身分）

第2条 非常勤職員の身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に規定する特別職とする。

（資格）

第3条 非常勤職員は、医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許証を有する者とする。

（定数）

第4条 非常勤職員の定数は7名とし、南部児童相談所に3名、中部児童相談所に2名、北部児童相談所に2名を置く。

（職務）

第5条 非常勤職員の職務は、児童の医学的所見に係る診断及び判定等を行うものとする。

2 非常勤職員がその職務上知り得た個人情報については、法令等の定めがある場合を除き、これを漏洩してはならない。退職後においても同様とする。

（任用）

第6条 非常勤職員は、こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長（南部児童相談所勤務の非常勤職員においては南部児童相談所長）が選考の上、総務企画局人事部長の合議を経て、市長が任命する。

2 非常勤職員の任用の期間（以下「任用期間」という。）は、原則として、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内でこども未来局長が定めるものとする。

第7条 市長は、任用期間内の勤務成績が良好である非常勤職員について、その任用期間を更新することができる。

（任用条件の明示）

第8条 非常勤職員の任用に際しては、その者に対して任用期間、報酬及び勤務時間その他の任用条件を明示しなければならない。

（退職）

第9条 非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

（1）任用期間が満了した日

（2）退職を願い出て承認があった日

（3）死亡したとき。

（解職）

第10条 非常勤職員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長はその職を解くことができる。

（1）勤務成績が良くないとき。

（2）心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（3）その他その職に必要な適格性を欠くとき。

（勤務日及び勤務時間等）

第11条 非常勤職員の勤務日及び勤務時間は、次の各号に掲げるものとする。

（1）勤務を要する日は、月に2日又は1日とし、次の配置先による区分のとおりとする。

配置先	定数	勤務を要する日数
南部児童相談所	1名	月2日又は1日
	2名	月1日

中部児童相談所	1 名	月 2 日又は 1 日
	1 名	月 1 日
北部児童相談所	1 名	月 2 日又は 1 日
	1 名	月 1 日

（２）勤務時間は、１日につき４時間とする。

（特別休暇）

第 1 2 条 非常勤職員に対して、川崎市特別職非常勤職員に関する要領（４川総雇第 7 4 号。以下「要領」という。）に定めるところにより特別休暇を付与することができる。

（報酬）

第 1 3 条 非常勤職員には、第 1 種報酬及び第 2 種報酬を支給する。

2 第 1 種報酬の額は、次のとおりとする。

1 月の勤務日数	第 1 種報酬月額
2 日	5 1 , 9 0 0 円
1 日	2 5 , 9 0 0 円

3 第 2 種報酬の額は、要領第 1 7 条第 3 項に定めるところによる。

4 前各項に規定する第 1 種報酬及び第 2 種報酬の支給方法は、総務企画長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

（月の中途任用又は退職等の場合の第 1 種報酬）

第 1 4 条 非常勤職員が、月の中途において任用された場合又は退職した場合、当該月の第 1 種報酬の額は、次の各号のとおりとする。

（１）月の中途において任用された場合

当該月の初日から任用日の前日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に、要領第 2 0 条第 1 項に定める方法により算出した勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の

第 1 種報酬月額から減額する。

(2) 月の中途において退職した場合

退職日の翌日から当該月の末日までの間の本来勤務すべき日数に 1 日の勤務時間数を乗じて得た勤務時間数に要領第 20 条第 1 項に定める方法により算出した勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を乗じて得た額を前条第 2 項の第 1 種報酬月額から減額する。ただし、死亡退職の場合は、全額支給するものとする。

(第 1 種報酬の減額)

第 15 条 非常勤職員が勤務日に勤務しないときは、有給の休暇を取得している期間を除き、その勤務しない 1 時間につき要領第 20 条第 1 項に定める方法により算出した勤務 1 時間当たりの第 1 種報酬額を減額して、第 1 種報酬を支給する。

2 前項の場合において勤務しない時間数に 30 分未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、30 分以上 1 時間未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(費用弁償)

第 16 条 非常勤職員がその職務のため出張するときは、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和 22 年川崎市条例 12 号）第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、川崎市旅費支給条例（昭和 22 年川崎市条例第 21 号）別表の 4 等級に相当する旅費又は川崎市職員の市内出張旅費に関する規則（昭和 37 年川崎市規則第 50 号）の規定による旅費を費用弁償として支給する。

2 前項の費用弁償の支給方法は、正規職員の例による。

(服務)

第 17 条 所属長は非常勤職員について、その勤務状況を出勤簿及び出張命令簿により把握するとともに、その職について必要な服務規律が守られるよう

指揮監督しなければならない。

- 2 こども未来局児童家庭支援・虐待対策室長又は南部児童相談所長は、非常勤職員が服務規律に違反した場合及び心身の故障のためその業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合その他その職に必要な適格性を欠く場合は、直ちに総務企画局人事部長に報告するとともに、適切な措置を行うものとする。

（公務災害等の補償）

第18条 非常勤職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによる。

- 2 非常勤職員が公務上の災害又は通勤による災害を受け、勤務日に勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬及び第2種報酬は支給しない。

（定めのない事項）

第18条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他関係法令及び要領の定めるところによる。

（委任）

第20条 この要綱の定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 3 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。